

全項目評価書の記載内容の主な変更部分(介護保険に関する事務)

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
1	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。 市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請 ⑤ 要介護・要支援更新認定申請 ⑥ 要介護・要支援区分変更申請 ⑦ 被保険者証の再交付 ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス・高額介護予防サービス等の支給申請 ⑩ 負担限度額認定申請 ⑪ 特例居宅介護・予防サービスの支給申請 ⑫ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑬ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。 市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請 ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務
2	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	(新規)	①システム名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
3	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、 <u>33</u> 、 <u>39</u> 、42、43、56の2、 <u>58</u> 、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項
4	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、 <u>サービス検索・電子申請機能</u>)
5	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する <u>3</u> 件	委託する <u>4</u> 件
6	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(新規)	委託事項 <u>4</u> 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない

資料 4-4-3

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
7	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先49	(新規)	提供先49 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
8	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先50	(新規)	提供先50 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
9	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先51	(新規)	提供先51 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
10	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先52	(新規)	提供先52 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 傷病手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
11	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先53	(新規)	提供先53 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
12	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先54	(新規)	提供先54 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
13	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先55	(新規)	提供先55 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 傷病手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
14	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56	(新規)	提供先56 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
15	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
16	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件
17	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項4	(新規)	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない
18	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	(新規)	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
19	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	(新規)	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
20	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	(新規)	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
21	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
22	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件
23	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(新規)	委託事項5 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない
24	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	(新規)	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
25	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	(新規)	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
26	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	(新規)	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
27	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
28	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
29	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新規	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない
30	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32	新規	提供先32 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
31	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先33	新規	提供先33 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
32	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先34	新規	提供先34 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
33	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	新規	提供先35 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
34	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	新規	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度
35	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	新規	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険給付情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
36	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	(新規)	住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
37	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要となる最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることはない。	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要となる最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることはない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
38	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。
39	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
40	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約にもとづき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残る追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。

項目	評価書の項目	現在公表中の記載内容(H31.4.4時点)	再実施後の記載内容
41	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】</p> <p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること <p>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</p> <p>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</p> <p>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。 	<p>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】</p> <p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること <p>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</p> <p>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</p> <p>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。 <p>【日本郵便への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複写の禁止、適正な管理等としている。また、本特記事故項に違反していると認められた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることをできることを規定している。